

甘楽町上下水道料金審議会
会長 金 田 倍 視 様

甘楽町長 森 平 仁 志

水道料金及び下水道使用料等の改定について（諮問）

甘楽町上下水道料金審議会条例第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- ① 水道料金及び下水道使用料の改定について
- ② 公共下水道事業受益者負担金及び分担金の改定について

2 諮問理由

- ① 本町の上下水道事業は、人口減少、施設の老朽化及び物価高騰等の影響により、今後の経営環境が一層厳しくなることが見込まれています。

水道事業については、今後10年間に新規水源の開発及び浄水施設の整備、轟浄水場の大規模改修を計画しており、現行料金を維持した場合、令和9年度以降の当年度純利益は赤字となる見込みであり、以後も赤字額が増加し、令和14年度には現金預金残高がマイナスとなる見通しです。

下水道事業については、令和16年度の使用料収入が令和7年度と比較して約11%減少する見込みとなっておりますが、今後も借入金の返済や施設の維持管理費は継続して必要となります。また、地方公営企業化した令和6年度から既に、収支差引の不足を補うためのいわゆる赤字補填を一般会計から繰り入れており、独立採算を目指す地方公営企業としては、その赤字補填の抑制・解消が喫緊の課題であると捉えています。

将来にわたり安全で安定した上下水道サービスを継続し、持続可能な事業運営を図るため、水道使用料及び下水道使用料の改定について、貴審議会の意見を求めるものです。

- ② 現在、公共下水道区域と農業集落排水処理区域においては、接続工事に関する負担金として、それぞれの実情に応じた算定方法により負担金を徴収しております。

令和8年度をもって、町内の農業集落排水処理が下水道処理へ切り替わることに伴い、今後はすべての世帯が同一の下水道サービスを受用することとなります。

公平な受益者負担を図るため、下水道事業に係る受益者負担金の額を統一することについて、貴審議会の意見を求めるものです。